

相続税法 解答速報

問1の解答は1枚目から3枚目に、
問2の解答は4枚目から6枚目の
所定の箇所に記入しなさい。

問1 (1)

相続税法に規定されている適用要件及び適用手続
① 適用要件⑤
贈与により財産を取得した者が贈与者の推定相続人（その贈与者の直系卑属である者のうちその年1月1日において20歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、相続時精算課税の規定の適用を受けることができる。
② 適用手続
イ 相続時精算課税選択届出書の提出③
①の適用を受けようとする者は、贈与税の期限内申告書の提出期間内に①の贈与者からの贈与により取得した財産について相続時精算課税選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
ロ 相続時精算課税の選択に係る承継手続き④
贈与により財産を取得した者（以下「被相続人」という。）が相続時精算課税の適用を受けることができる場合に、その被相続人が相続時精算課税選択届出書の提出期限前にその届出書を提出しないで死亡したときは、その被相続人の相続人（包括受遺者を含み、贈与者を除く。以下同じ。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内（相続人が納税管理人の届出をしないでその期間内に法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、その届出書をその被相続人の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができる。

問 1 (2)

租税特別措置法における各種の特例措置
① 相続時精算課税適用者の特例
イ 孫への贈与④
贈与により財産を取得した者が贈与者の孫（その年1月1日において20歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続時精算課税の規定を準用する。
ロ 事業承継者への贈与③
贈与により個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の規定の適用に係る特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者又は非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者が贈与者又は特例贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者（その贈与者又はその特例贈与者の孫を除き、その年1月1日において20歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与者又はその特例贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与によりその特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者又はその特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。
② 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例⑥
平成15年1月1日から令和3年12月31日までの間にその年1月1日において60歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築、取得若しくは増改築等又はこれらとともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てた場合において、同日までにその住宅用家屋をその特定受贈者の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なく居住の用に供することが確実であると見込まれるとき（これらの住宅用家屋の新築又は取得に係る契約を令和3年12月31日までに締結している場合に限る。）は、その特定受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

問 2

(1) 特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例（措置法）
① 内 容⑩
<p>特定非常災害発生日前に相続又は遺贈（その相続に係る被相続人からの相続時精算課税贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者があり、かつ、その相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書の提出期限がその特定非常災害発生日以後である場合において、その者がその相続若しくは遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産（その特定非常災害発生日の属する年の1月1日からその特定非常災害発生日の前日までの間に取得したもので、生前贈与加算又は相続時精算課税の規定の適用を受けるものに限る。）でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、その特定非常災害により特定地域内にある特定土地等又は特定株式等があるときは、その特定土地等又は特定株式等については、相続税の課税価格に算入すべき価額は、財産の評価の原則にかかわらず、その特定非常災害の発生直後の価額として一定の金額とすることができる。</p>
② 手 続②
<p>①の規定は、相続税の期限内申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）又は更正の請求書にこの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用する。ただし、その記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p>
(2) 災害減免法
① 内 容⑥
<p>相続税の納税義務者で災害により相続又は遺贈により取得した財産について相続税の期限内申告書の提出期限前に甚大な被害を受けた場合において、次のイ又はロの要件のいずれかに該当するものの納付すべき相続税については、その財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。</p>
イ $\frac{\text{被害を受けた部分の価額}}{\text{相続税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額}} \geq \frac{1}{10}$
ロ $\frac{\text{動産等について被害を受けた部分の価額}}{\text{相続税の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額}} \geq \frac{1}{10}$
② 手 続②
①の適用を受けようとする者は、相続税の期限内申告書（正当な事由があると認められる

問 2 (続き)



Z-69-E [第二問] 相続税法 解答速報

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地H	配偶者乙	②78,848,000	$350,000 \times 1.00 \times *0.88 \times 256\text{m}^2 = 78,848,000$ $* \frac{64\text{m}^2}{256\text{m}^2} = 0.25 \geq 0.20$ 、北 $\therefore 0.88$
家屋I	配偶者乙	①24,000,000	$48,000,000 \times 1.0 \times \frac{1}{2} = 24,000,000$
宅地J	子 A	213,269,760	$850,000 \times 0.96 \times *0.99 \times 330\text{m}^2 = 266,587,200$ ① $* \frac{33\text{m}}{10\text{m}} = 3.3 \geq 3 \therefore 0.99$ $266,587,200 \times \frac{80}{100}$ ① = 213,269,760
家屋K	子 A	①15,400,000	$22,000,000 \times 1.0 \times (1 - 0.3) = 15,400,000$

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地L	子 A	①41,125,946	$(180,000 \times 1.00 + 160,000 \times 1.00 \times 0.03) \times 288\text{m}^2 = 53,222,400$ $53,222,400 - 53,222,400 \times \frac{18\text{m} \times 0.5\text{m}}{288\text{m}^2} \times 0.7 = 52,058,160$ ① $52,058,160 \times (1 - 0.7 \times 0.3) = 41,125,946$ (円未満切捨)
宅地M	養子 E	②10,240,000	$660,000 \times 12 + 2,900,000 \times \frac{80}{100} = 10,240,000$
〇社社債	孫 G	①10,179,000	$100.20 + 100 \times 2.5\% \times \frac{292\text{日}}{365\text{日}} \times (1 - 20.315\%)$ $= 101.79$ (銭未満切捨) $101.79 \times \frac{10,000,000}{100} = 10,179,000$
P受益証券	子 C	②7,591,700	$15,800 \times \frac{5,000,000\text{口}}{10,000\text{口}} - 197,600 - 95 \times \frac{5,000,000\text{口}}{10,000\text{口}}$ $- 15,800 \times 0.8\% \times \frac{5,000,000\text{口}}{10,000\text{口}} = 7,591,700$
Qゴルフ会員権	養子 D	②7,949,000	$5,000,000 + 3,000,000 \times 0.983 = 7,949,000$

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
R銀行定期預金	孫 F	①26,008,288	$26,000,000 + *8,288 = 26,008,288$ ※① $26,000,000 \times 0.10\% \times \frac{146\text{日}}{365\text{日}} = 10,400$ ② $10,400 \times 20.315\% = 2,112$ (円未満切捨) ③ ① - ② = 8,288

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないN社株式)の価額の計算

イ 評価方法の判定

$\frac{\text{乙}200\text{個} + \text{A}500\text{個} + \text{D}50\text{個}}{1,000\text{個}} = 75\% > 50\% \quad \therefore \text{同族株主等}$

$\left. \begin{array}{l} \text{乙} \frac{200\text{個}}{1,000\text{個}} = 20\% \geq 5\% \\ \text{A} \frac{500\text{個}}{1,000\text{個}} = 50\% \geq 5\% \\ \text{D} \frac{50\text{個}}{1,000\text{個}} = 5\% \geq 5\% \end{array} \right\} \therefore \text{原則的評価方式①}$

ロ 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程
① $(812,054,000 + *53,317,000) - (340,800,000 + 26,000,000) = 498,571,000$ ※ $266,587,200 \times \frac{20}{100} = 53,317,000$ (千円未満切捨)
② $584,600,000 - (340,800,000 + 26,000,000) = 217,800,000$
③ $(① - ②) \times 37\% = 103,885,000$ (千円未満切捨)
④ $\frac{① - ③}{100,000株} = 3,946$ (円未満切捨)

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
N社株式	配偶者乙	63,580,000	① 類似業種比準価額 $\frac{80,000,000}{100,000株} = 800$ 、 $\frac{80,000,000}{50} = 1,600,000株$ A 342、348、344、358、349 ∴ 342 ② $\frac{(2,100,000 + 3,200,000) \div 2}{1,600,000株} = 1.6$ (10銭未満切捨) ③イ $\frac{88,700,000}{1,600,000株} = 55$ (円未満切捨) ロ $\frac{(88,700,000 + 80,750,000) \div 2}{1,600,000株} = 52$ (円未満切捨) ハ イ > ロ ∴ 52 ④ $\frac{435,000,000}{1,600,000株} = 271$ (円未満切捨) $342 \times \left(\frac{1.6 + \frac{52}{80} + \frac{271}{191}}{3} \right) \times 0.7 = 198.7$ (10銭未満切捨) $198.7 \times \frac{800}{50} = 3,179$ (円未満切捨) ⑤ 純資産価額 3,946
	子 A	15,895,000	
	養子 D	15,895,000	

		<p>③ ①<② ∴ 3,179①</p> <p>乙 $3,179 \times 20,000 \text{株} = 63,580,000$</p> <p>A $3,179 \times 5,000 \text{株} = 15,895,000$</p> <p>D $3,179 \times 5,000 \text{株} = 15,895,000$</p>
--	--	--

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
S生命保険	配偶者乙	①10,000,000	$30,000,000 - *20,000,000 = 10,000,000$ ※ 措法70の非課税
T生命保険	養子D	①20,000,000	$40,000,000 \times 50\% = 20,000,000$

U生命保険	子 C	30,000,000	
非課税金額	配偶者乙 養子D 子C	△ 5,000,000 △ 10,000,000 △ 15,000,000	① 5,000,000 × 6人 = 30,000,000 ❶ ② 10,000,000 + 20,000,000 + 30,000,000 = 60,000,000 ③ ① < ② ∴ 30,000,000 $\left. \begin{array}{l} Z \\ D \\ C \end{array} \right\} 30,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{10,000,000}{60,000,000} = 5,000,000 \\ \frac{20,000,000}{60,000,000} = 10,000,000 \\ \frac{30,000,000}{60,000,000} = 15,000,000 \end{array} \right.$ (算式❶)
退職手当金等			
N社死亡退職金	配偶者乙	❶ 26,000,000	20,000,000 + 12,000,000 - ※6,000,000 = 26,000,000 ※ 12,000,000 > 1,000,000 × 6月 = 6,000,000 ∴ 6,000,000
非課税金額	配偶者乙	△ 26,000,000	① 5,000,000 × 6人 = 30,000,000 ② 26,000,000 ③ ① ≥ ② ∴ 26,000,000
租税特別措置法第70条の規定により相続税の課税価格に算入しない金額			
財産の種類	適用者	相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金額	
生命保険金等	配偶者乙	20,000,000	
生命保険金等	子 C	宗教法人への贈与は非課税の適用なし❶	

計 算 過 程		
<p>① 減額単価（特例対象宅地等及び減額割合①）</p> <p>宅地 H ㊦ (乙) $\frac{78,848,000}{256\text{m}^2} \times 80\% = 246,400$ → 第 2 順位</p> <p>宅地 J ㊦ (A) $\frac{213,269,760}{330\text{m}^2} \times 80\% = 517,017.6$ → 第 1 順位</p> <p>宅地 L ㊦ (A) $\frac{41,125,946}{288\text{m}^2} \times 50\% = 71,399.21\dots$ → 第 3 順位</p> <p>② 有利選択（選択特例対象宅地等及び選択地積①）</p> <p>乙取得の特定居住用宅地等256㎡及びA取得の特定同族会社事業用宅地等330㎡を選択（完全併用）</p> <p>③ 減額金額</p> <p>宅地 H $246,400 \times 256\text{m}^2 = 63,078,400$</p> <p>宅地 J $517,017.6 \times 330\text{m}^2 = 170,615,808$</p>		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地 H	配偶者乙	①63,078,400
宅地 J	子 A	①170,615,808

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	子 A	①△ 2,720,000	$800,000 + 620,000 + 1,300,000 = 2,720,000$
葬式費用	配偶者乙	△ 5,500,000	$5,000,000 + 500,000 = 5,500,000$ 香典返しの費用、初七日法要の費用及び相続登記に要した登録免許税は控除できない①

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成29年	配偶者乙	①4,000,000	$48,000,000 \times 1.0 \times \frac{1}{2} = 24,000,000$ $24,000,000 - *20,000,000 = 4,000,000$ ※ $24,000,000 \geq 20,000,000 \therefore 20,000,000$
平成29年	養子 E	①8,000,000	$15,000,000 - *7,000,000 = 8,000,000$ ※ $15,000,000 > 7,000,000 \therefore 7,000,000$

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成28年	子 C	35,000,000	} ①
平成29年	子 C	4,000,000	

(8) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区 分	配偶者乙	子A	子C	養子D	養子E	孫F	孫G	宗教法人A
相続又は遺贈による 取得財産	103,349,600	115,074,898	7,591,700	23,844,000	10,240,000	26,008,288	10,179,000	
みなし取得財産	5,000,000		15,000,000	10,000,000				
相続時精算課税の適 用を受ける贈与財産			39,000,000					
債務及び葬式費用	△ 5,500,000	△2,720,000						
生前贈与加算 (暦年課税分)	4,000,000				8,000,000			
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)	106,849,000	112,354,000	61,591,000	33,844,000	18,240,000	26,008,000	10,179,000	

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
369,065 千円		30,000+6,000×6人 =66,000① 千円		303,065 千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の基となる税額	
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	151,532 千円		43,612,800 円	
子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306		4,061,200	
子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306		4,061,200	
養子 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306		4,061,200	
養子 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306		4,061,200	
孫 F					
孫 G	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306		4,061,200	
合 計	6人	1		(100円未満切捨て) 63,918,800 円	

(法定相続分①、総額記載①)

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区 分		相続人等							
		配偶者乙	子A	子C	養子D	養子E	孫F	孫G	宗教法人A
算 出 税 額		18,505,303	19,458,720	10,667,017	5,861,482	3,159,006	4,504,356	1,762,912	
加 算 又 は 減 算	相続税額の2割加算額						900,871		
	贈与税額控除額 (暦年課税分)	△ 335,000				△ 1,170,000			
	配偶者の 税額軽減額	△18,170,303							
	障害者控除			△ 7,000,000					
	贈与税額控除額 (相続時精算課税分)			△ 2,800,000					
差 引 税 額		0	19,458,720	867,017	5,861,482	1,989,006	5,405,227	1,762,912	
納 付 税 額 (100円未満切捨て)		0	19,458,700	867,000	5,861,400	1,989,000	5,405,200	1,762,900	

(納付税額記載①)

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の 2割加算	孫 F	900,871	$4,504,356 \times \frac{20}{100} = 900,871$ (対象者及び算式①)
贈与税額控除 (暦年課税分)	配偶者乙	△ 335,000	$(24,000,000 - 20,000,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 335,000$ ①
	養子E	△ 1,170,000	$(8,000,000 - 1,100,000) \times 30\% - 900,000 = 1,170,000$ ①

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算 (続き)

(単位:円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
配偶者の税額軽減	配偶者乙	△ 18,170,303	(1) $18,505,303 - 335,000 = 18,170,303$ (2)① $369,065,000 \times \frac{1}{2} = 184,532,500 \geq 160,000,000$ $\therefore 184,532,500$ ② 106,849,000 ③ ① > ② $\therefore 106,849,000$ ④ $\frac{63,918,800 \times \textcircled{3}}{369,065,000} = 18,505,303$ (3) (1) ≤ (2)④ $\therefore 18,170,303$ (算式②)
障害者控除	子 C	△ 7,000,000	$200,000 \times (85\text{歳} - 50\text{歳}) = 7,000,000$ ①
贈与税額控除 (相続時精算課税分)	子 C	△ 2,800,000	① H28年 $(35,000,000 - ※25,000,000) \times 20\% = 2,000,000$ $※ 35,000,000 > 25,000,000 \therefore 25,000,000$ ② H29年 $4,000,000 \times 20\% = 800,000$ ③ ① + ② = 2,800,000①

(注) 解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。

また、解答は予告なく変更することがありますので、予めご了承ください。

第69回 税理士試験 相続税法 講評

第一問

問1 相続時精算課税をテーマとした個別理論と応用理論の出題でした。昨年同様、改正項目を重視した出題が予想されていたこともあり、ネットスクール及び資格スクール大栄においては、直前のラストスパート模試第2予想で相続時精算課税の適用要件と手続きについての問題を出題していましたので、合格点をしっかりと確保できた受講生の方は多いと思います。

解答上のポイントは、相続税法と租税特別措置法の特例措置を区分して記述できたかどうか、H30年度及びH31年度の税制改正項目である事業承継者の特例が記述できているか、加えて住宅取得等資金の特例まで列挙できたかどうかの3点です。(1)の間における解答範囲については、「相続時精算課税の選択に係る承継手続き」まで記述できるとより良いと思われます。なお、解答時間の目安は25分～30分程度です。

問2 災害に関連する税制上の救済措置をテーマとした出題でした。H28年の熊本地震を機に租税特別措置法において「特定土地等及び特定株式等に係る課税価格の計算の特例」が新設されたこともあり、出題の可能性は十分あったと考えられます。ネットスクール及び資格スクール大栄においては、的中答練第6回で相続税の課税価格の計算に限定した全く同じ問題を出題していましたので、問2についても合格点に達している受講生の方は多いと思います。とはいえ、災害関連の理論については準備が万全とは言えない部分もあったかと思われますので、白紙にせず、内容を要約してでも記述できていれば合格に必要な最低点は確保できたのではないかと思います。なお、解答時間の目安は20分～25分程度です。

第二問

全体的に難易度及びボリュームは標準的で、解きやすい総合計算問題でした。解答時間の目安は75分程度で、最終納付税額まで求められているかがポイントとなるでしょう。

なお、差のつく項目がほとんどなかったと言えますが、あえて挙げますと以下のとおりです。

財産評価 (N株式以外)	宅地M	P受益証券	
	評価算式の間違い	資料の読み違い	
N社株式	資産の部	類似業種比準価額	
	借地権相当額の計上ミス	電卓ミス、計算ミス	
その他	債務控除	措置法70条の非課税	住宅取得等資金の非課税
	登録免許税の控除ミス	宗教法人への贈与に適用	非課税金額のミス

合格ボーダーライン

以下、合格ボーダーライン【确实ライン】の予想点です。

第一問（理論 50 点）		第二問 （計算 50 点）	合 計
問1 / 30 点	問2 / 20 点		
25点【28点】	15点【18点】	40点【44点】	80点【90点】

第70回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第69回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第70回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8月後半より2020年度(第70回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをインターネット上で無料配信致します。WEB講座や解答速報会と同じシステムを使うので、リアルタイムでご参加頂くと、チャットを通じて講師に直接相談や質問をすることも可能です。

第70回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

月	火	水	木	金	土	日	
8/5	6	7	8	9	10	11	
	← 第69回税理士試験本試験 →						
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
	← 科目別 WEB 講座無料説明会(20:00~) →						
	法人税法	消費税法	簿記/財表	相続税法			
	【無料説明会】 各科目の概要やWEB講座の特長・学習スタイルなどをお伝えします。						
26	27	28	29	30	31	9/1	
	← WEB 講座開講前無料オリエンテーション(20:00~) →						
	簿記/財表	法人税法	消費税法	相続税法			
	【無料オリエンテーション】 開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。						
2	3	4	5	6	7	8	
	← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) →						
	簿記論	法人税法		財務諸表論	相続税法		
	【無料体験講義】 各コースの初回 OUTPUT 講義を無料配信します。ぜひ、実際の講義を体験してみてください。						
9	10	11	12	13	14	15	
	← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) →						
		消費税法					
	※ 国税徴収法は、以下の日付よりオンデマンド配信を行う予定です。 無料説明会: 8/23(金) オリエンテーション: 8/26(月)						

WEB 講座の特長

インターネットで授業配信

講義はインターネットを通じて行います。パソコンとWEB環境があれば、自宅でも会社でも受講可能です(事前に環境の確認ができます)。

Live 配信とオンデマンド配信のハイブリッド配信で安心

基本的に授業は決まった曜日・時間に生講義を配信します。Live 配信なので、チャットを使って講師に質問することも可能です。

また、配信した講義はすべて収録し、翌日以降オンデマンド(録画)配信します。見逃した講義はもちろん、復習のために何度も受講可能です。(開講後のお申込みもOK)

合格サポートもバッチリ!

疑問や不安があるときは、どんどんご質問ください。講義中のチャットはもちろん、電話やメール、受講生専用SNS「学び舎」などのサポート手段をご用意しています。

スマホでの受講や倍速再生で効率的な学習が可能

WEB 講座はパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末(対応機種)でも受講できます。また、オンデマンド配信されている講義は1.5倍/2.0倍速での再生にも対応しているので、忙しい方でも効率的に学習できます。

パソコンでの受講画面イメージ⇒

1 講師画面

講義を行う講師の表情・動きを表示する画面です。

2 チャット画面

Live 講義中の講師へのメッセージを表示します。

3 ホワイトボード画面

板書画面です。ここに講師が書き込みながら講義を進めます。

4 アンケートボタン

Live 講義中、講師が投げかけた質問に回答するボタンです。



【WEB 講座ショッピングクレジット金利無料キャンペーンのお知らせ】

3万円以上のWEB講座のお申し込みでご利用頂けるショッピングクレジット(分割払い)の金利を、2019年9月9日(月)正午までの期間限定でネットスクールが全額負担いたします! この機会をお見逃しなく!

イベントやWEB講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。皆様のご受講、お待ちしております。

<https://www.net-school.co.jp/> or 『ネットスクール』で検索!